

第 10 回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（浅井委員）

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第 1、報告第 7 号「芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定及び芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

子育て推進課長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

精道幼稚園については、この夏季休業中に工事を進めていましてがほぼ完了しましたか。

子育て推進課長) 9 月 14 日完了を目途に進めており、おおむね予定どおりです。

越 野 委 員) 今、幼稚園の預かり保育料は、通常保育時は 1 回 400 円、長期休業中については 1 日 800 円ですよね。預けた時間に関わらず 1 回 800 円だと思うのですが、認定こども園では料金が時間帯ごとに分かれている理由を教えてくださいませんか。

子育て推進課長) 認定こども園は 1 号認定のお子さんだけでなく、2 号、3 号認定のお子さんと一緒に過ごす施設ですので、普段からお迎えの時間帯についてもさまざまです。そのため、認定こども園の運営の実態に合わせて、区分も細分化したものでございます。

越 野 委 員) では、今後、幼稚園でも認定こども園のような細かい区分で料金設定される可能性はあるのでしょうか。

管 理 課 長) 今回、認定こども園での預かり保育料を検討する際、幼稚園についても検討いたしましたが、確かに短時間の利用の方もおられますが、実情として、多くの方が一定の時間預けておられること、また、今の料金体系を変更してほしいとのお声も特にはございませんので、引き続き、通常保育時は400円、長期休業中は800円で実施していく判断に至りました。

小 石 委 員) この料金設定の根拠は何でしょうか。

子育て推進課長) 認定こども園は1号認定のお子さんと2号認定のお子さんが一緒に過ごす施設ですので、過ごす時間が同じであれば負担していただく額も同じであることが特に求められます。こうしたことから、1号・2号それぞれの保育料の差額から預かり保育料を算定し、この金額が適当であると判断いたしました。

小 石 委 員) つまり2号認定のお子さんは保育所と同じということなのですね。預かり保育についても今の保育所と同じですか。

子育て推進課長) 保育所では預かり保育はございませんが、月額保育料については認定こども園も保育所も一緒です。

管 理 部 長) 補足ですが、認定こども園は保育所と幼稚園が一緒になった施設ということで、料金などの考え方については保育所の基準にあわせましたので、幼稚園と比べると高くなっています。

越 野 委 員) 2号及び3号認定のお子さんは延長を利用すると午後7時まで預かってもらうことができますが、1号認定のお子さんは午後4時半までということですよ。それ以降は、どのような理由でも延長はできないのですか。

子育て推進課長) はい、1号認定のお子さんの預かり時間は午後4時半までです。

越野委員) そこは幼稚園にあわせるということですか。

子育て推進課長) はい、1号認定のお子さんは幼稚園部ですので、幼稚園とあわせております。

管理部長) 1号認定のお子さんも午後7時まで預けられることになる、自分は就労しているので本当は2号認定になるけれども、2号より入りやすい1号で申し込もうとする方がでてくる可能性があります。そうしますと、1号認定の入園希望者が増加して、本来、1号認定である方が入園できないことにもなりますので、それを防ごうということです。

小石委員) 認定こども園は就労の有無にかかわらず預けられるということではなかったでしょうか。しかし、1号認定から2号認定に移るにはいろいろな規定がありますよね。既に就労しているとか求職中だとか。これについては、今の保育所と同じ規定ですよ。

管理部長) 就労の有無に関係ないと申しましたのは、1号認定の方が仕事を始められた場合、新たに2号の認定を受けていただくこととなりますが、認定こども園では認定変更しても、そのまま園に在籍できるということです。

一方、保育所については、仕事を辞められた場合は退所ということになります。

小石委員) そういう意味なのですね。

木村委員) ワンストップサービスのようにならば1か所で全部完了できるということですね。

浅井委員) つまり、認定こども園では入園途中で1号認定から2号認定に変更できるということですね。

子育て推進課長) 就労により保育所に通わせる必要が生じたという理由で、1号認定から2号認定へ認定変更するというのは現在も日常的にございます。

小石委員) そうした場合、認定こども園に通園されていれば同じ施設のまま通うことができるということですね。

教育長) そうです。

管理部長) 施設を変わらなくてもいいというのは大きいです。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第7号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教育長) 次に、報告第8号「平成30年度「秋の公民館講座」等の開催について」を議題とします。提案説明を求めます。

公民館長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越野委員) 秋の公民館講座の一覧に載っているものは、全て複数回の講座ですが、複数回のものが多い理由を教えてくださいませんか。

公民館長) 複数回開催するものを講座と位置付けております。講演会、セミナー、音楽会などは一回限りのものになりますので、この一覧には載せておりません。学習するのに1回の受講では時間

が不十分なものについては、複数回の講座という形で実施しております。

越 野 委 員) 費用の支払いについて、例えば計 6 回の講座であれば全 6 回分を一括でお支払いするということが多いのでしょうか。

公 民 館 長) はい。例えば資料に記載の「神戸・阪神間街かどウオッチング」の場合は、9 月 6 日と 9 月 13 日に開催するのですが、1 回目の 9 月 6 日に資料代として 200 円をいただきます。

越 野 委 員) 1 回目に全 2 回分の受講料をお支払いするということですか。

公 民 館 長) はい、1 回目に受講料全額をお支払いいただきます。

越 野 委 員) それを 1 回ごとの支払いにすれば、すべての回には参加できない方でも受講を検討されるのではないかと思います。受講料の支払方法を変更することはできないのでしょうか。

公 民 館 長) 現状としまして、ほとんどの方がすべての回を受講されています。また、この回だけ受講したいなどという御要望も特にはございません。

ただし、芦屋病院の公開講座につきましては、病気や健康問題について気にされている内容は人それぞれですので、これについては全 6 回分の受講料は 800 円ですが、1 回のみの受講も認めております。その場合は、1 回当たり 200 円の受講料をお支払いいただいております。

浅 井 委 員) わかりました。そうした取扱いをされておられるので、芦屋病院公開講座は 1 回だけ受講するという方もおられるのですね。

これと同じように、先ほどおっしゃられた街かどウオッチン

グについても、9月6日か13日のどちらか一方での参加でもよいのではないかと思うのですが、そのあたりは受けられる方も講座となれば2日とも受けなければならないということで、二の足を踏まれるなどということもあると思うのですがいかがでしょうか。

公民館長) 街かどウオッチングにつきましては、定員を超える応募がありますので、そのようなことはないと思います。

浅井委員) この前配布されていた広報誌に秋の公民館講座の募集が載っていましたが、ほかにどのような方法でご周知されておられますか。

公民館長) 公民館の窓口でチラシを配布しておりますが、一番効果があります。あと、市のホームページにも掲載しております。

浅井委員) 広報掲示板にも掲示されているのですか。

公民館長) 公民館講座については、広報掲示板での広報はしていません。ルナ・ホール事業につきましては広報掲示板に掲載しております。

浅井委員) 参加された方にこの事業をどこでお知りになられたかというようなアンケートを取られたことはありますか。

公民館長) それはございません。

浅井委員) 定員割れしている講座はありますか。

公民館長) はい、ございます。

浅井委員) よりたくさんの方に知っていただくために、情報の入手先を把握されるとより効果的な広報ができるのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

公民館長) はい、検討させていただきます。

教 育 長) 質の高い充実した講座を開催するためにも、様々なご意見を伺う必要があると思います。情報をどこから得られたかというのも重要なことですので、検討をお願いします。

越 野 委 員) 春の公民館講座と同様、講座内容については歴史や文学やハイキング系のものが多いように思いますので、子育て関連や親子で参加できるもの、また、話し方講座やマナー講座など実用的で若い方が興味をもってくださるような講座もあれば、幅広い年齢の方にご参加いただけるのではないかと思います。

公 民 館 長) 今回の資料の中にはございませんが、P T A協議会と共催の講座を開催しております。

越 野 委 員) それも以前は年3回だったものが、今年度は2回になっていますよね。年2回というのはちょっと少ないのではないかと思いますので、P T Aとの共催事業だけではなくて、他にも実施いただけたらと思います。

木 村 委 員) N H K公開講演会で太陽の塔展と藤田嗣治展があるのですが、N H Kの公開講演会は企画自体もN H Kがやっておられるのですか。

公 民 館 長) はい、そのとおりです。

木 村 委 員) 開催することになった経緯を教えてください。

公 民 館 長) N H Kが主催している事業のうち、芦屋にふさわしいと思われるものを選択していただいております。

木 村 委 員) 芦屋でやりたいとN H Kから申し入れがあるということですか。

公 民 館 長) そうです。

木 村 委 員) チラシはN H Kでつくっているものですか。

公民館長) いいえ、チラシについてはこちらでつくっています。

木村委員) このチラシを拝見しますと、NHK公開講演会「太陽の塔」展と目立つ文字の大きさに書かれているので、一瞬、太陽の塔展を芦屋でやるのかなと思ったのですが、よく読んだら違うのですね。あべのハルカスで開催する「太陽の塔」展に関連した話をあべのハルカスの学芸員が芦屋でお話されるというものなのですよね。それから藤田嗣治展も先ほどと同様で、京都国立近代美術館で開催するので、それにちなんでその学芸員の方に芦屋に来ていただいて、講演していただくという内容ですよね。

 このようによく読んだら内容もわかるのですが、「太陽の塔展見どころ紹介」などとテーマをタイトルにしてもらったほうがわかりやすいと思います。今後、同様の講演会を開催される場合は、このあたりをご配慮いただければと思います。

公民館長) はい、委員のおっしゃられるとおりでと思いますので、今後検討いたします。

小石委員) これはなかなか難しいと思うのですが、土曜日に開催されるのも幾つかあるのですが、平日は、仕事されておられる方には参加しにくいので、やはり高齢の方や女性の参加が多いのでしょうか。

公民館長) そうした傾向はあると思います。

浅井委員) 平日開催のものがすごく多いですよね。朝から始まって夕方までというものもありますが、そうすると、参加できる方も限られてくるのではないのでしょうか。そのあたりをもう少しご検討いただいて、幅広い年齢層に向けてアピールしていただい

ればと思います。

教 育 長) なるべくいろいろな方法でアピールして、多くの方にご参加いただけるよう検討してください。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第8号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 閉会宣言